

平成25年（ワ）第38号、同第94号、同第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

準備書面（31）

（平成3年洪水事故と非常用電源設備の「独立性」に関する主張の補充）

2015（平成27）年3月13日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 安田 純治 外

内容

はじめに.....	3
第1 平成3年溢水事故の内容と評価について.....	3
1 事故の内容.....	3
(1) 流出した海水の浸入状況.....	4
(2) 1-2号共通非常用ディーゼル発電機室への浸水状況.....	4
(3) 被水した機器類の状況.....	5
2 事実の評価.....	5
(1) 非常用ディーゼル発電機の被水に対する脆弱性の実証例.....	5
(2) 溢水に対する独立性なし.....	5
(3) 吉田所長の得た教訓について.....	6
第2 平成3年溢水事故後に被告東京電力がとった措置について.....	11
1 被告東京電力の主張.....	11
2 非常用電源設備の独立性について.....	12
3 改善策も非常用電源設備の「独立性」をもたらしていない.....	12
4 津波を共通要因として考慮していない.....	13
第3 被告国第10準備書面の第4に対する反論.....	14
1 国準備書面の第4の2について.....	14
2 国準備書面の第4の3及び4について.....	14
(1) 技術基準省令62号33条4項の追加について.....	14
(2) 平成3年当時の福島第一原子力発電所各号機の非常用電源設備の「多重性又は多様性及び独立性」.....	16

はじめに

第8回口頭弁論期日において、裁判所から、原告・被告双方に対し、「吉田調書」で言及された1991（平成3）年6月に福島第一原子力発電所1号機タービン建屋内で発生した溢水事故（以下「平成3年溢水事故」という。）に関し、この事故内容、この事故を受けて被告東京電力がどのような対応をしたのか、被告国がどのような対応を命じたのか、この事故がその後に作られた省令62号33条4項とどう関係するのかについて、具体的な事実を主張するようにとの訴訟指揮がなされた。

これに対し、原告らは、2014（平成26）年11月18日の第9回口頭弁論において、2014年（平成26）年11月7日付け準備書面（29）（以下「原告準備書面」という。）を提出・陳述し、2015（平成27）年1月20日の第10回口頭弁論において、被告国が平成27年1月9日付け第10準備書面（以下「国準備書面」という。）を、被告東京電力が平成27年1月9日付け被告東京電力準備書面（13）（以下「東電準備書面」という。）を提出・陳述した。さらに書証として、被告国から乙B90号証「福島第一原子力発電所1号機 補機冷却水系海水配管からの海水漏えいに伴う原子炉手動停止に関する報告書（最終報告）の提出について」（以下「最終報告」という。）が提出された。

原告らは、被告らの主張及び最終報告を踏まえて、原告準備書面での主張の補充を行う。

第1 平成3年溢水事故の内容と評価について

1 事故の内容

原告らは、原告準備書面6～7頁で平成3年溢水事故の概要を主張したが、最終報告をもとに、補充する。また必要な範囲で東電準備書面に対する反論を行う。

(1) 流出した海水の浸入状況

ア 漏えい場所は、タービン建屋地下1階南側の電動機駆動原子炉給水ポンプのコンクリート床面の亀裂である（最終報告本文1頁）。最終報告本文11頁に配置図があり、漏えい箇所が×で指示されている。

イ 地下1階の床下には、海水系の配管が設置されているとともに、電線管も埋設されている。この電線管は、非常用ディーゼル発電機が設置された2つの部屋とともに、電気を利用する各種設備のある区画に配線され、電線は床下から引き出されて各電気設備に接続されていた。

ウ 漏えいした海水は、電線管を通じてタービン建屋補機冷却水系熱交換機エリア、シャワードレン受タンクエリア、原子炉建屋三角コーナー（北東、南東）、及び1-2号共通ディーゼル発電機室に浸入したと報告されている（最終報告本文2頁、11頁）。

エ タービン建屋地下1階にもう一台設置されていた1号機専用のディーゼル発電機の設置場所は、乙B91の平面図のもっとも南側「非常用ディーゼル発電機」と表示されているところである。東電準備書面4頁は、「1号機専用のディーゼル発電機は影響を受けていない。」と説明する。

(2) 1-2号共通非常用ディーゼル発電機室への浸水状況

最終報告参考資料—13（16頁）に、浸水状況が図示されている。室内に相当の深さの水がたまり、発電機、ディーゼル機関、制御盤、MCC、高圧盤、レシーバタンク、空気圧縮機等の一部が水没している。

最終報告の18頁に、ディーゼル発電機の「ステータ取付面上約430mm浸水の形跡があった」と記載され、さらに、21頁に、制御盤類については、高圧盤等の「盤下部より約600mm以下の部品に浸水の形跡があった」と記載されている。これらの記載から、1-2号共通非常用ディーゼル発電機室内にたまった海水は床上50cm前後であったと推測される。

(3) 被水した機器類の状況

最終報告参考資料18～26頁に各種機器類の点検修理結果が記載されている。

ア ディーゼル発電機は、「ステータの取付面上約430mm浸水の形跡があった」、ロータの「磁極14極のうち7極に浸水形跡があった」(18頁)。発電機はステータもロータも取り外して工場に持ち込んで修理がなされた(22頁)。

イ ディーゼル機関のうち、「クランク軸、シリンダ、ピストン、連接棒」は工場に持ち込んで点検され、クランク軸については「手入れ及び油洗浄」された(20頁)。

ウ 制御盤類(高圧盤、AVR盤、整流器、操作盤)は工場に持ち込まれ、浸水部品類が取り替えとなった(21頁)。

エ 補機モーター類、MCC、計装品等は「予防保全の観点から新品に交換」された(22～23頁)。

オ その他の機器類についてはタービン建屋地下1階の設置箇所では洗浄等された(22～23頁)。

2 事実の評価

(1) 非常用ディーゼル発電機の被水に対する脆弱性の実証例

非常用ディーゼル発電機は水を被ればショートをおこし、機能しないことが事実をもって実証された。ディーゼル発電機の発電機部分(ステータ及びロータ)は床下に食い込ませる構造で設置されており、少しの水でも床上にたまれば直ちに被水する構造にあった。

(2) 溢水に対する独立性なし

平成3年溢水事故は、床下から流出した海水が、電線管を通じて、地下1階のいくつものエリアに浸水したというものである。電線管は、電気機器が存在する場所すべてに配線されているものであるから、流出場所よりも高所にある

エリア以外のどこにでも浸水する具体的な可能性がある。

被告東京電力は、東電準備書面4頁で、「平成6年以前において、各号機で専用の非常用ディーゼル発電機1台と2つの号機で共用する非常用ディーゼル発電機1台を確保していた点については、それらの設置場所はそれぞれ分散され、別々の部屋に設置されており、多重性・独立性の要件を満たすものであった（平成3年溢水事故においても、被水したのは本件原発の1号機・2号機共用のディーゼル発電機であり、1号機専用のディーゼル発電機は影響を受けていない。）」と主張する。

たしかに、平成3年溢水事故のときには、1号機専用ディーゼル発電機設置室は、海水漏えい場所に隣接した場所にあったが、漏えい場所よりも少し高い位置にあったことから、電線管内に浸入した海水は1号機専用ディーゼル発電機室側に流入しなかったものと考えられる。しかし、これは偶然のことであり、海水の漏えい箇所がもう少し高い位置の場所で発生したならば、電線管に入りこんだ海水が1号機専用ディーゼル設置室内にも浸水する事故となる可能性はあったのである。

福島第一原子力発電所1号機の非常用ディーゼル発電機は、溢水に対し「独立性」の要件を備えていたとは到底いえない。

(3) 吉田所長の得た教訓について

ア 被告東京電力の主張

被告東京電力は、東電準備書面7頁で、「原告らは、吉田所長が内部溢水であろうと津波のような外部事象を原因とする溢水であろうと同一の問題であり、被告東京電力が平成3年溢水事故後にとった対応は不十分であると認識していたと主張するが、原告らが引用している吉田所長の発言は、その前後の文脈からも明らかなおおりに、内部溢水を前提として、平成3年溢水事故に対する評価を述べたものであり、本件事故で生じたような津波による外部溢水を前提とするものではない。」と主張する。

イ 原告らの反論

(ア) 原告準備書面(29)の8頁～10頁で、「吉田調書」から平成3年溢水事故に関する部分を抜粋したものを摘示している。以下に重複も含め、改めて「吉田調書」を引用する。なお、下線は引用者が引いた。

i 平成23年8月8日及び同月9日聴取結果書(甲B181号証の3の2・3～4頁)

「(質問者)・・・非常用ディーゼル発電機の復旧というのは、例えばガイドラインとかで書いてあるんだけど、これが使えるか、使えないとか、そういう検討は特にされていない。」

「(吉田所長) 勿論、使えるようにしろと、要するに、まず、津波なんですけれども、DGがだめになったのかがわからないわけですね。こちらでDGだめですよと、あと津波が来ているんだけど、その津波の状況も、免震重要棟ではわからないんですね。その時点で、現場に行ってDGの状況を確認してこないと、復旧できるかどうかもわからないという状況なんです。だからそうこうしている間に、津波で水が入ってきて、水浸しだという話が入ってきて、個々のDGがどうかというよりも、基本的には、それで水に浸かってしまったら、DGというのは、基本的には発電機が付いていますから、基本的には、そこはもう使えないというふうに思うのが普通であって、それがより保守的な考え方になるわけで、DGが使えないというのを前提に考えないといけないと、こういう判断になる。」

「(吉田所長)・・・前にも実は同じような事象がありまして、平成3年に1号機でありまして、そのときも、もう水に浸かってしまうと、しばらく使えないというのはよくわかっていたんですね。あのときは海水ですが、それに浸かると、半年ぐらいかかっているんですよ。全部ばらして、乾燥して、商品も交換しないと使えないと。海水に浸かってしまったものは、早期復旧なんかできませんと。」

「(吉田所長)・・・この配管が土の中に埋まっていたんです。この土の中に埋まっているままタービンビルが入ってきまして、このタービンビルの中で海水系なものですから、水がここで漏えいしてしまっていて、水浸しになってしまったんです。そのときに、この水が1号機のDGがタービンビルの中にありますから、DGの部屋まで流れ込んでしまっていてという事故があって、これは、非常に大変な事故だったと、いまだに思っている。今回の事故よりは全然あれですけれども、日本の事故の中で、一番大きい事故だと、私は思っているんですけれども、なかなか、それでどうしたかと言うと、この海水系の配管を全部直埋からトンネルを掘ってメンテナンスができるように、要するに、今までは土の中にただ掘って、カバーして入れてあったものを、ダクトというか、トンネルをつくって、この中にちゃんと配管を通してメンテナンスができるように配管を取り替えて対応したので、要するにここに水があふれる、溢水対策、これの問題だと思うんですけれども、これをすぐそのときに対応したんですね。ただ、そのときの経験というか、私はそのとき本店にいましたけれども、非常に怖い事故で、今回もある意味で同じところがあって、海水がタービンビルの中を満たしてしまうと、ただ、このときに地震等はなかったんですから、外部電源はありましたので、別にDGが機能喪失しても電源はありましたから、そこはいろんな手がかえたのですが、ただ、事故としてはかなり似たようなところがあって、というのを私は本店で経験してしまっていて、そのときにこういうダクトをつくったりとか、メンテナンスをしたりとか、本店でサポートをしていたものですから、よく覚えているんです。そのときの経験からいうと、海水が入ってしまったということは、物すごいですことだと思っていましたから。」

ii 平成23年11月30日聴取結果書(甲B181号証の5の1・46頁)

「(吉田所長) 福島第一の1号機、これは・・・平成3年に海水漏れを起こしています。あの溢水を誰が想定していたんですか。あれで冷却系統はほとんど死んでしまっていて、DGも水に浸かって、動かなかったんです。あれはものす

ごく大きいトラブルだといまだに思っているんです。今回のものを別にすれば、日本のトラブルの1、2を争う危険なトラブルだと思うんですけれども、余りそういう扱いをされていないんですよ。あのときに私はものすごく水の怖さがわかりましたから、例えば、溢水対策だとかは、まだやるところがあるなどという感じはしていましたが、古いプラントにやるというのは、一回できたものを直すというのは、なかなか。・・・完璧にやっていくのは非常に難しいし、お金もかかるという感覚です。」

(イ) 平成3年溢水事故は、吉田所長が、本件事故の経過に関し、非常用ディーゼル発電機室が津波による海水で水浸しになったという情報が入った時点で非常用ディーゼル発電機はもう使えないとの判断をしたという説明をする過程で、自ら持ち出した経験事例である（甲B181号証の3の2 3頁）。

それは、吉田所長が、平成3年溢水事故と本件事故とに共通する本質があると認識していたからである。これは、吉田所長が、「前にも実は同じような事象がありまして」、「事故としてはかなり似たようなところがあって、というのを私は本店で経験してしまして」、「今回もある意味で同じところがあって」と発言していることから明らかである。この共通の本質は、内部溢水であろうと、外部からの水の浸入であろうと、吉田所長が「基本的には、それで水に浸かってしまったら、DGというのは、基本的には発電機が付いていますから、基本的には、そこはもう使えないというふうに思うのが普通であって」と述べているところにある。

(ウ) 吉田所長が上記（ア）のiiの発言をしたときの聴き取りの焦点は、平成19年7月16日に発生した中越沖地震以降の地震・津波対策であった。「吉田調書（甲B181号証の5の1）は、3頁の「一番大きかったのは、7月16日中越沖地震が出まして、結局、あれは想定している地震動の何倍という地震が来たということで・・・」から始まり、以後は津波予見・対策に関する問答が続く。同調書の45頁で、質問者から「・・・そういった想定をした災害を超

える災害が来た場合に備える、そういった場合に考えられる、いろんなシビアアクシデントを想定して、それに対応するための備えということはお考えになれなかったんですかと伺いましたら、皆さん、考えなかったと。それは、そういったことを想定するぐらいだったら、設計の条件をまず上げると、皆さん、武藤さんも答えておいででした。これは所長におかれましても同じですか。」と尋ねたことに対し、吉田所長は「基本的には同じ考えです。ただ、・・・私はどちらかというと運転・保守の、実際に動いているプラントを見てきた経験の方が長いですから、若干ニュアンスは違って、しかし、そうは言っても何が起るかわからない。・・・やはり世の中というのはわからないというのは、私の個人的な感覚としては、今回の津波があっただけからいうわけではなくて、その前から、建設一筋の人は、指針だとかの考えがありますから、当然、今のお答えの仕方が一番模範回答だと思うんですけども、模範回答をした上で、あえて言うとも、世の中は思うようにいかないところが結構あるもんねという感覚は持っていました。」（下線は引用者）と述べた上で、さらに、「・・・実際に現場に行って、現場で見ると、なかなか通り一遍のことでできない部分がある。今まではそういうことは極めて少なかったんですけども、トラブルを経験していると、例えば、福島第一の1号機、これは前の調査委員会で加藤さんにも御説明しましたが、平成3年に海水漏れを起こしています。あの溢水を誰が想定していたんですか、」（下線は引用者）と上記アのiiに続けているのである。

この「文脈」は、吉田所長は、現場を管理してきた者の経験で、想定（設計条件）を超える事態が現実には発生するものであり、これに対する備えも必要であること、平成3年溢水事故の経験をして、「ものすごく水の怖さをわかりましたから、例えば、溢水対策だとかは、まだやる必要があるなという感じはしていた」と述べているのである。吉田所長の発言は、「内部溢水対策」に限定したのではないし、後に検討するとおり、被告東京電力は、その後において「内

部溢水」対策を実施したという主張であるから、吉田所長が「内部溢水対策」に限定して、「まだやることがあるなという感じはしていました」との認識を表明するはずもない。吉田所長は「古いプラントにやるというのは、一回できたものを直すというのは、なかなか。・・・完璧にやっていくのは非常に難しいし、お金もかかるという感覚です。」とも述べている。これは必要性を認識しながら、対策を実施できなかったことの弁解をしている内容であり、被告東京電力が「津波対策」も検討していた経過を踏まえれば、吉田所長の発言の趣旨は、原告準備書面23頁で「技術者である吉田所長の認識では、非常用電源設備及びその附属設備の被水による機能喪失はシビアアクシデントに至り得るきわめて危険なトラブルであること、被水の原因は、内部溢水であろうと、津波などの外部事象を原因とする溢水であろうと同一の問題であること、事故後に被告東京電力のとした措置は溢水対策としては不十分なものであり、まだ溢水対策としてやるべきことがあった、ということである。」と評価したとおりである。

第2 平成3年溢水事故後に被告東京電力がとった措置について

1 被告東京電力の主張

被告東京電力は、東電準備書面4頁で、1号機の非常用ディーゼル発電機2台がタービン建屋地下に設置されていたことについて、「それらの設置場所はそれぞれ分散され、別々の部屋に設置されており、多重性・独立性の要件を満たすものであった。」と主張する。

さらに、被告東京電力は、東電準備書面11頁で、平成3年溢水事故後、再発防止策として、事故の直接的原因である海水配管対策をしたことに加えて、「平成3年溢水事故の教訓も踏まえ、被告東京電力においては、より一層の安全性・信頼性を向上させるという観点から、本件事故の発生以前の時点において、主として以下のような内部溢水対策を講じている（丙B41の1・事故報告書38頁）。

- ・原子炉建屋階段開口部への堰の設置
- ・原子炉建屋1階電線管貫通部トレンチハッチの水密化
- ・原子炉建屋最地下階の残留除熱系機器室等の入口扉の水密化
- ・タービン建屋内の非常用電気室エリアの堰の嵩上げ
- ・非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化
- ・復水器エリアの監視カメラ・床漏えい検知機の設置等

このような対策については、溢水勉強会における審議においても、妥当なものであり、安全確保をし得るものと評価されているところである（乙B28の2。）と主張する。

2 非常用電源設備の独立性について

被告東京電力は、平成3年溢水事故の際に、「1号機の専用ディーゼル発電機は被水していない」こともあげて、「独立性があった」と主張するが、上記第1の2（2）で述べたとおり、1号機専用のディーゼル発電機が被水しなかったのは、偶然によるものであり、内部溢水という共通要因に対し、非常用設備の「独立性」があったとの主張は誤りである。

3 改善策も非常用電源設備の「独立性」をもたらしていない

被告東京電力が「内部溢水対策」として実施したことの内容については丙B41の1・38頁に記載されている以上のことは不明であるが、上記記載のうち、福島第一原子力発電所の1～4号機の非常用ディーゼル発電機が設置されていたタービン建屋地下1階に対し講じられたことは、「タービン建屋内の非常用電気室エリアの堰の嵩上げ」と「非常用ディーゼル発電機室入口扉の水密化」ということになる。「堰の嵩上げ」の具体的な内容は不明であるし、「水密扉」の設置ではなく、「水密化」に留まった。内部溢水に対しても脆弱なものであった可能性が高い。

この2つの対策は、タービン建屋地下内に流出した水が「非常用電気室エリア」内や「非常用ディーゼル発電機室」内に浸入することを防護することを目的としてなされたものと考えられる。被告東京電力は、1号機の2台の非常用ディーゼル発電機が別々の部屋に設置されていることや、各々の電気系統や電源盤を別々に設置することに加えて、非常用ディーゼル発電機室の入口扉を水密化したことにより、「独立性」に関する要求を充足していたと主張する。

しかし、2台の非常用ディーゼル発電機やその電源盤が、同じ地下内に同じ条件下で設置されている以上、建屋内に流出した水により1つの非常用電源設備が機能を阻害されたときには、同時にもう1つの非常用電源設備も機能を阻害される可能性を否定することができないのである。同じ条件下で分散配置してあったとしても、内部溢水という共通要因に対しても、「独立性」はないというべきである。現に、本件事故においては、タービン建屋地下内に流入した水が非常用電気室エリア内のみならず、2台の非常用ディーゼル発電機室内に浸水することを防護することをできなかった。

4 津波を共通要因として考慮していない

被告東京電力は、「一般論として、内部溢水と外部溢水とにおいて、機器への影響という点で変わりはないことについては認めるが、内部溢水の発生原因に係る予見可能性と外部溢水の発生原因に係る予見可能性とは別個のものである。内部溢水に関して言えば、被告東京電力においては、平成3年溢水事故等を踏まえて、内部溢水対策という観点から様々な溢水対策を講じていることについては上記イにおいて述べたとおりであり、そのような内部溢水対策は、その限度において、同時に外部溢水に対する対策にもなっている。」（東電準備書面4頁）と主張する。

第1の2の（3）で指摘したとおり、吉田所長は、誰も想定していなかった平成3年溢水事故による非常用ディーゼル発電機の機能喪失を経験し、さらに、

現場を管理してきた者の経験の積み重ねで、想定（設計条件）を超える事態が現実には発生するものであり、これに対する備えも必要であること、平成3年溢水事故の経験をして、「ものすごく水の怖さをわかりましたから、例えば、溢水対策だとかは、まだやることがあるなという感じはしていた」と述べているのである。しかし、被告東京電力は、溢水から非常用電源設備を防護するための対策をたてるに当たり、津波を原因とする溢水対策を考慮しなかった、ということである。そして現に、被告東京電力が講じた「改善策」は非常用電源設備が海水により機能喪失になることを全く防護できなかった。

第3 被告国第10準備書面の第4に対する反論

1 国準備書面の第4の2について

この点は上記第1及び第2で主張したことを援用する。

2 国準備書面の第4の3及び4について

被告国は、国準備書面の第4の3で裁判所の求釈明に対する回答をする形で主張し、第4の4において、原告らの主張に対する反論という形で主張する。この2つは次の論点としての重なりがある。

第1に、技術基準省令62号33条4項の規定する「独立性」に関する共通要因として溢水・浸水を考慮すべきかどうか。第2に、福島第一原子力発電所の非常用電源設備が「多重性又は多様性及び独立性」を具備していたかどうか、である。以下、分けて反論する。

(1) 技術基準省令62号33条4項の追加について

ア 被告国の主張

被告国は、国準備書面29～32頁、40～41頁において、平成17年7月1日に技術基準省令62号（以下「同省令」ともいう。）を改正して33条4項を追加したことは平成3年溢水事故とは無関係であること、「同省令33条4

項が規定する『独立性』に関する『共通要因』としては、溢水及び浸水は考慮を要しないものであり、そのことが不合理であったとはいえない。」こと、同省令33条4項を追加した改正の際に、経済産業大臣は、平成3年溢水事故を考慮しなかったこと、等を主張する。

イ 原告らの反論

(ア) 被告国の主張は、安全設計審査指針の体系と同省令の体系に関し、被告国が採用していた考えと運用を前提としたものである。この被告国の主張に対しては、原告ら準備書面(24)53～57頁で反論したとおり、別の法解釈をすることも十分に可能であるが、ここでは繰り返さない。

被告国の主張は、つまるところ、同省令33条4項は、溢水を除く内部事象のみを対象とし、内部溢水、外部溢水については、考慮外であるという取り扱いをしてきていたこと、そのことに不合理はなかった、ということとなる。

被告国の取り扱いでは、非常用電源設備の「多重性又は多様性及び独立性」要件は、内部事象(溢水を除く)のみを念頭において判断することとなる。

(イ) 同省令は、経済産業大臣が電気事業法の委任を受けて、原子炉の災害を防止するという法の趣旨・目的を実現するために制定する省令である。経済産業大臣が制定した同省令に不備・不合理があれば、経済産業大臣は、法から委任を受けた趣旨に従って省令改正をする義務がある。

本件でいえば、仮に、被告国の主張するとおり、非常用電源設備について、内部溢水及び浸水に対し、同省令33条4項が規定する「多重性又は多様性及び独立性」を考慮する必要がないとの判断をしていたのであれば、法の趣旨・目的に照らして、その判断に基づく省令の規定の在り方に合理性があったのかどうか吟味されなければならない。被告国は、安全設計審査指針の体系についての自らの取り扱いを持ち出してそのことを根拠にして、同省令には不備・不合理はなかったと主張するが、そもそも安全設計審査指針には省令を法的に拘束する規範性はない。安全設計審査指針を振りかざして、非常用電源設備の

津波に対する「多重性又は多様性及び独立性」を規制要件としていなかったことに合理性があるとする被告国の主張は本末転倒したものである。

(2) 平成3年当時の福島第一原子力発電所各号機の非常用電源設備の「多重性又は多様性及び独立性」

ア 被告国の主張

被告国は、国準備書面32～34頁、38～40頁において、平成3年当時の福島第一原子力発電所の各号機の非常用ディーゼル発電機が、専用1台、隣接号機との共用1台であったことと、「被水により、非常用電源を喪失するかということとは関係がなく、非常用ディーゼル発電機1台が共用であったから、『平成3年溢水事故のような被水により、非常用電源を喪ってしまう現実的な危険性があることを認識した』とは到底言えない」と主張する。

イ 原告らの反論

内部溢水事故により、万が一1号機の2台の非常用ディーゼル発電機が被水して機能喪失すれば、1号機の非常用電源設備がすべて喪われることとなる。

そのうちの1台が2号機との共用であったとすれば、2号機の非常用電源設備が1台になってしまうのであるから、2号機の非常用電源設備が「多重性」要件を満たさなくなってしまう。

平成3年溢水事故は、この危険性を認識すべき事象であったのである。

以上